

# 建設工事における積算疑義申立手続および 設計違算に関する事務取扱について

平成 29 年 3 月  
彦根市総務部契約監理室

平成 29 年 4 月 1 日以降に公告または指名通知をする工事の入札に関して、以下のとおり建設工事の積算疑義申立手続および設計違算に関する事務取扱を定めましたので、お知らせします。

## 1 建設工事の積算疑義申立ての手続に関する取扱

建設工事のうち一部の工種が対象となります。

(詳細は、別紙「建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱」等をご覧ください。)

### ○申立手続の概要

- (1) 入札参加者は、開札後に公表する積算内訳書を閲覧することができる。
- (2) 閲覧をした入札参加者は、設計に関しての疑義を申し立てることができる。
- (3) 疑義申立後に設計書等の調査を行った後、設計書に誤りがなかった場合は、入札を有効とし、落札を決定する。
- (4) 疑義申立後に設計書等の調査を行った後、設計書に誤りがあった場合で、落札候補者に変更が生じず、誤りの額がわずかであるときは、入札を有効とし、落札を決定する。

## 2 設計違算に関する事務取扱

建設工事のうち入札を行うものが対象となります。

(詳細は、別紙「設計違算に関する事務取扱要綱」をご覧ください。)

### ○事務取扱の概要

- (1) 入札、契約において、設計違算が生じた場合の入札中止等の事務取扱を定める。
- (2) 積算疑義申立手続の対象となる工種に関して、開札から落札決定までの期間（落札保留中）の手続きは、当該積算疑義申立手続により対応する。